

2027年3月期基準(2026年8月1日版)

Financial Reporting Practical Skill Examination

財務報告 実務検定 開示様式理解編

公式問題集

日本IPO実務検定協会 編

本試験サンプル問題を多数収録！

会社法改正やガバナンス・コードの導入に対応！



リンケージ・パブリッシング

LINKAGE

本書の内容を無断で複写・複製（コピー）、引用することは、著作者・出版社への権利侵害となり、著作権法上、罰金を除き、禁じられています。

本書の取り扱いにおいては以下の点に注意ください。

- ・本書の著作権は、日本 IPO 著作権協会で管理されています。
- ・本書の一部または全部を、データの種類（印刷物、電子ファイル、ビデオ、インターネット等）の如何にかかわらず、複製、転載、第三者へ転売（オークションを含む）する事を禁じます。

はじめに

上場企業には、株主をはじめとする多くの利害関係者に対し、決算・財務情報等を報告（財務報告＝ディスクロージャー）することが法令等により義務付けられています。その報告のしかたも法令等により細かくルールが決まっており、上場企業の経理・財務、ＩＲ、経営企画部門等、財務報告に関わる方にとって、必要不可欠な知識となっています。

財務報告実務検定・開示様式理解編は、「金融商品取引法」「証券取引所の有価証券上場規程等」「会社法」という財務報告が拠り所とする３分野を体系的・体系的に学ぶことができるわが国唯一の試験であり、本検定試験の学習を通じて、各種ディスクロージャー書類の目的、作成要領、データの関連性のみならず、決算・財務報告プロセスに必要な内部統制までを広く理解、体系的かつ自然に理解することができるように設計されています。

このような特徴をもつ財務報告実務検定・開示様式理解編は、これまで多数の上場企業のディスクロージャー関連部門の方、監査法人所属の公認会計士の方々に受験いただきましたが、このほど、本検定試験の受験を志す方がより効率的に学習を進めていただけるよう、かねてよりご要望の強かった公式問題集を出版させていただくことになりました。

本問題集は、重要論点をカバーするため、創作された問題を中心に、一部過去問題を加えた「択一問題 90 問、総合問題 10 問」により構成されています。本問題集を学習することで、財務報告実務検定・開示様式理解編における重要論点が一通り学習できるよう工夫されています。

また、本問題集では、問題の各選択肢すべてについて、正答を導き出すのに必要十分な解説を付けて「各ほか、テーマ」と題し、その問題の主題について適宜図表も用いながら簡潔にまとめています。財務報告のルールは精緻かつ複雑だけに、“一目見て森を見ず”とならないよう、テーマを参照することで重要な単元を確認しながら学習を進めるようにしてください。

計算問題を中心とする総合問題においても、正答のみならずその計算のプロセスについてわかりやすく説明するとともに、適宜ディスクロージャーのルールも言及するようになっています。

本問題集を活用して財務報告実務を効率的に学習することで、財務報告実務検定・開示様式理解編の合格を勝ち取っていただくことを心より祈念しております。

本書の使い方

本書の構成は下記のとおりとなっております。

選択式問題

問題	全体像
1	開示書類とその根拠法令の関係

次の中から、開示書類とその根拠法令の関係が不適切なものを1つ選択してください。

- ① (開示書類) 有価証券報告書 (根拠法令) 金融商品取引法
- ② (開示書類) 決算短信 (根拠法令) 金融商品取引法
- ③ (開示書類) 連結計算書類 (根拠法令) 会社法
- ④ (開示書類) 附属明細書 (根拠法令) 会社法

テーマ 開示書類とその根拠法令等の関係

財務報告実務検定は、金融商品取引法・適時開示・会社法に基づくディスクロージャー制度を対象としています。各ディスクロージャー制度では、次のような開示書類を作成します。

金融商品取引法	適時開示	会社法
・有価証券報告書 ・半期報告書	・決算短信 ・決算短信B	・(株義)の招集通知 ・事業報告

正解▶②

- ① ○ 有価証券報告書…金融商品取引法

有価証券報告書は、金融商品取引法に基づくディスクロージャー制度において作成されます。

- ② × 決算短信…適時開示

決算短信は、証券取引所によって要請される適時開示にジャヤー制度において作成されます。適時開示は、証券上場規程を根拠規程としています。

本試験の類似問題のほか、過去問題を掲載しています。

試験範囲の中のどの分野に該当するかを特定しやすいよう、テーマを明示するとともに、テーマの概要を解説しています。

すべての選択肢について、正誤の理由を解説しています。

総合問題

本試験の類似問題を掲載しています。

総合問題を解くうえでのポイントが明示されています。

問題の意図に沿った解答を導き出せるよう、計算ステップや考え方について解説しています。

問題	有価証券報告書
10	キャッシュ・フロー計算書関係注記

Cash Flow (連結会計期間の決算日は、X5年3月31日である。
下記資料より、有価証券報告書における(連結キャッシュ・フロー計算書関係)の注記に関する小問(1)～(3)に答えなさい。
なお、単位は各問題ごとに示す。

テーマ	キャッシュ・フロー計算書関係注記
	連結キャッシュ・フロー計算書関係の注記は、連結キャッシュ・フロー計算書における「現金及び現金同等物」と連結貸借対照表における「現金及び預金」、「有価証券」勘定の増減を示す注記事項です。 連結貸借対照表の「有価証券」の金額は、X5年3月31日現在、29,500百万円である。

【解答・解説】

連結キャッシュ・フロー計算書関係の注記は下記ようになります。

1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係(X5年3月31日)

現金及び預金	20,000
有価証券	15,000
計	35,000
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△500
MMFを除く有価証券	△5,000
現金及び現金同等物	29,500

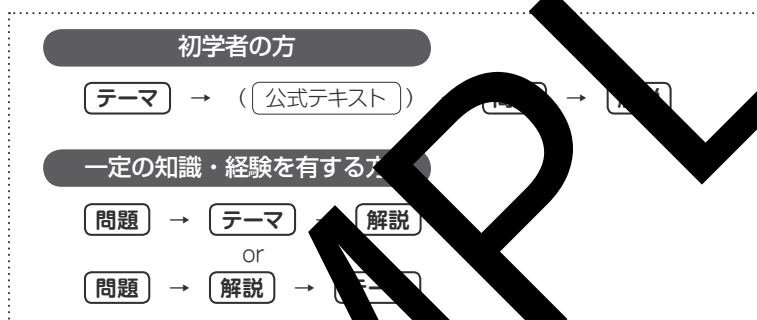
小問(1) 20,000 百万円

「現金及び預金」並びに「有価証券」は、連結貸借対照表上の金額をそのまま記入します。

■選択式問題の学習方法

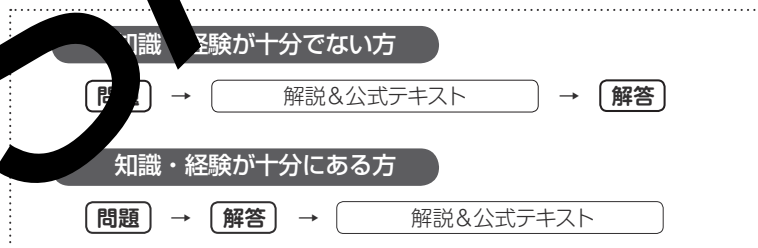
財務報告実務に関する知識が浅い方は、まず「テーマ」を読み、当該問題が属する分野の概要をつかんでから問題にあたることをお勧めします。また、当該分野についてより深く、幅広い知識を身に付けていただくには、適宜「財務報告実務検定・開示様式理解編公式テキスト」（弊社刊、以下公式テキスト）の該当箇所を参照してください。

財務報告実務に関し一定の知識・経験を有する方は、まず問題を解いた上で間違えた箇所、知識があいまいな箇所について重点的に解説やテーマを読むようにしてください。それでも疑問点等が解消しない場合には、公式テキストの該当箇所を参照してください。



■総合問題の学習方法

総合問題では、実際の財務報告書類の作成において必要な計算力や、各財務報告書類間の関係・整合性の理解などが求められますので、いきなり解答を見ずに、まずは自分で解答を考えてみてください。財務報告実務の知識・経験が十分でない方は、まず解説を読んでから（解説だけでは不十分な場合には、公式テキストの該当箇所を読んでから）解答を考えてみてください。



目次

I 財務報告概論 選択式問題

〔全体像〕

1 開示書類とその根拠法令の関係	2
2 開示書類の関係	4
3 期末決算スケジュール	

〔金融商品取引法〕

4 金融商品取引法に基づく企業内容開示制度に関する法令	8
5 金融商品取引法に基づく企業内容開示制度	9
6 金融商品取引法における開示内容の適正性を確保するための仕組み	12

〔適時開示〕

7 証券取引所における適時開示	14
8 証券取引所における開示書類	16
9 不適正な適時開示に対する措置	18

〔会社法〕

10 会社法上のディスクロージャー	21
11 会社法上の決算手続	23
12 会計監査人	25
13 会社法に基づく財務報告	27

〔その他〕

14 上場会社・証券取引所へ提出する資料・報告書	29
15 I R	31

II 財務報告概論 (金融商品取引法) 選択式問題

〔有価証券報告書 第1 企業の概況〕

16 【主要な経営指標等の推移】	34
17 【主要な経営指標等の推移】	36
18 【沿革】	38
19 【事業の内容】	40
20 【関係会社の状況】	42

〔有価証券報告書 第2 事業の状況〕

21 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	47
---------------------------------------	----

23	【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】、 【事業等のリスク】	47
24	【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】、【事業等のリスク】、 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	49
25	【サステナビリティに関する考え方及び取組】、【事業等のリスク】、 【経営上の重要な契約等】、【経営者による財政状態、経営成績及び キャッシュ・フローの状況の分析】	51
〔有価証券報告書 第3 設備の状況〕		
26	【設備投資等の概要】	54
27	【主要な設備の状況】	56
28	【設備の新設、除却等の計画】	5
〔有価証券報告書 第4 提出会社の状況〕		
29	【株式等の状況】、【自己株式の取得等の状況】、【株主政策】	59
30	【コーポレート・ガバナンスの状況等】	62
31	【コーポレート・ガバナンスの状況等】	64
32	【コーポレート・ガバナンスの状況等】	72
33	【コーポレート・ガバナンスの状況等】	74
21	【従業員の状況】	76
〔有価証券報告書 第5 経理の状況〕		
34	【経理の状況】の冒頭	78
35	【連結貸借対照表】	80
36	【連結貸借対照表】	82
37	【連結貸借対照表】	84
38	【連結損益計算書】	86
39	【連結損益計算書】	88
40	【連結損益計算書】	90
41	【連結損益計算書】	92
42	【連結包括利益計算書】	94
43	【連結株主資本等変動計算書】	96
44	【連結キャッシュ・フロー計算書】	98
45	【継続企業の前提に関する事項】	100
46	【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】	102
47	【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】	104
48	会計上の変更と誤謬の訂正	106

49 (連結貸借対照表関係)	109
50 (連結貸借対照表関係)	111
51 (連結貸借対照表関係)	113
52 (連結損益計算書関係)	115
53 (連結損益計算書関係)	117
54 (連結損益計算書関係)	119
55 (連結株主資本等変動計算書関係)	121
56 (連結キャッシュ・フロー計算書関係)	123
57 (リース取引関係)	125
58 (金融商品関係)	127
59 (有価証券関係)	131
60 (デリバティブ取引関係)	132
61 (退職給付関係)	134
62 (ストック・オプション等関係)	136
63 (税効果会計関係)	138
64 (資産除去債務関係)	140
65 (賃貸等不動産関係)	142
66 (収益認識関係)	144
67 【セグメント情報】	146
68 【セグメント情報】	148
69 【関連当事者情報】	150
70 (1株当たり情報)	152
71 (重要な後発事象)	154
72 【社債明細表】	156
73 【借入金等明細表】	158
74 連結財務諸表の【その他】	160
75 【貸借対照表】	162
76 貸借対照表	164
77 【損益計算書】	166
78 【株主資本等変動計算書】	168
79 財務諸表注記	170
80 財務諸表の【附属明細表】	173
81 【主な資産及び負債の内容】	175

〔半期報告書〕

82 半期報告書	177
----------	-----

83 半期報告書（定性的情報）	179
-----------------	-----

84 半期報告書（経理の状況）	181
-----------------	-----

〔内部統制報告書〕

85 内部統制報告書及び内部統制監査報告書	183
-----------------------	-----

〔臨時報告書〕

86 臨時報告書（議決権行使結果）	185
-------------------	-----

III 財務報告各論（適時開示）選択式問題

〔決算短信〕

87 決算短信	188
---------	-----

88 決算短信	190
---------	-----

89 決算短信（サマリー情報）	192
-----------------	-----

〔四半期決算短信〕

90 決算短信及び四半期決算短信	194
------------------	-----

91 四半期決算短信	196
------------	-----

〔適時開示〕

92 適時開示	199
---------	-----

93 適時開示	201
---------	-----

〔コーポレート・ガバナンス報告書〕

94 コーポレート・ガバナンス報告書	203
--------------------	-----

IV 財務報告各論（会社法）選択式問題

〔招集通知及び事業報告〕

95 株主総会の招集通知及び事業報告	208
--------------------	-----

96 事業報告	211
---------	-----

97 事業報告	213
---------	-----

〔計算書類〕

98 計算書類等	215
----------	-----

99 計算書類等	218
----------	-----

100 監査報告書	221
-----------	-----

総合問題

101 キャッシュ・フロー計算書関係注記	224
102 退職給付関係注記	228
103 税効果会計関係注記	233
104 1株当たり情報注記	237
105 決算短信サマリー情報（配当の状況）	242
106 生産、受注及び販売の実績	248
107 製造原価明細書	250
108 外貨建有価証券	256
109 引当金	260

金融商品取引法に基づく企業内容開示制度に関する法令に関して、次の選択肢の中からもっとも適切なものを1つ選びなさい。

- ① 企業内容開示制度は連結情報を中心に据えたものとなっており、ことから、財務諸表の表示に関する規則のうち、共通する内容については、また連結財務諸表規則において規定された後、財務諸表等規則において連結財務諸表規則を参照する形で規定されている。
- ② 連結財務諸表の具体的詳細な様式は、企業内容等の開示に関する内閣府令に掲げられている各様式によることとなる。
- ③ 財務諸表等規則には、具体的な会計処理方法やその取扱いが記されている。
- ④ 企業内容等の開示に関する内閣府令において、第三号様式（有価証券報告書）の記載例における各項目の記載は、第二号様式（有価証券届出書）に準じて記載されている。

テーマ

金融商品取引法に基づく企業内容開示制度に関する法令

金融商品取引法に定められている企業内容開示制度では連結中心の考え方が採用されています。歴史的には、単体（個別）財務諸表による開示に、連結財務諸表による開示が追加され、整備されてきました。そのため、財務諸表等規則の連結・単体の参照順は、財務諸表等規則を基本として、連結財務諸表規則を参照する形で規定されています。

代表的な金融商品取引法に関連の法令の正式名称と本書における略称は、以下のとおりです。

略称	正式名称
金商法	金融商品取引法
施行令	金融商品取引法施行令
開示府令	企業内容等の開示に関する内閣府令
開示ガイドライン	企業内容等の開示に関する留意事項について
財務諸表等規則	財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則
法規ガイドライン	「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について

連結財務諸表規則	連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則
連結財務諸表ガイドライン	「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について

正解▶④

① × 企業内容開示制度における法令の規定順

連結財務諸表規則では、財務諸表等規則の条文を参照する形で規定されています。

② × 連結財務諸表の様式の規定

企業内容等の開示に関する内閣府令において規定している記載方法（様式）は、有価証券届出書や有価証券報告書等を作成する際の形式です。これに対して、連結財務諸表の具体的な様式を詳細に規定しているのは、連結財務諸表規則の各様式です。

③ × 財務諸表等規則の内容

財務諸表等規則は、正式名称は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」であり、その中で、財務諸表等の用語、様式及び作成方法を規定しているに過ぎません。具体的な会計処理方法やその根拠は、各会計基準等に表されています。

④ ○ 第三号様式（有価証券報告書）と第二号様式（有価証券届出書）

有価証券報告書の記載様式は、企業内容等の開示に関する内閣府令の第三号様式であり、この目的の多くは第二号様式（有価証券届出書）を読み替えて用いることになってきます。

なお、単に準用するだけでなく、第二号様式で「最近事業年度」「最近連結会計年度」といった表現が用いられている場合には、第三号様式においては「当事業年度」「当連結会計年度」などに読み替える必要があります。

金融商品取引法に基づく企業内容開示制度

金融商品取引法に基づく企業内容開示制度に関して、次の選択肢の中からもっとも適切なものを1つ選びなさい。

- ① 有価証券報告書は有価証券の発行時において投資者を保護するために必要とされる制度であるから、金融商品取引法上の発行開示に分類される。
- ② 有価証券報告書は EDINET に掲載することのみで公衆縦覧に提供されたことになる。
- ③ 有価証券報告書は、財務諸表部分に限らず全情報が XBRL の形式により提出される。
- ④ 有価証券届出書は、投資者に直接交付される。

テーマ 金融商品取引法に基づく企業内容開示制度

金商法は、「有価証券の発行及び売買その他の取引を公正にし、かつ有価証券の流通を円滑にすることを目指す」として、もって国民経済の健全な発展と投資者の保護に資する」ことを立法趣旨としています。このため、金商法による企業内容開示制度は、有価証券の発行市場と流通市場とに分けて開示規制が行われるとともに、投資者に直接情報開示すべきものと間接的な情報開示とが規定されています。

〈発行開示と継続（流通）開示〉

発行開示	1,000名以上の有価証券を50名以上の者に対して募集または売出しを行う場合等
継続（流通）開示	上場会社、有価証券届出書の提出会社、資本金5億円以上かつ株主1,000名以上の会社

〈直接開示と間接開示〉

直接開示	投資者に対して直接、投資情報を提供する（目論見書等）
間接開示	投資者に対して、公衆縦覧等により間接的に情報提供を行う（有価証券届出書、有価証券報告書等）

正解▶③

① × 発行開示と継続（流通）開示

有価証券の発行時において必要とされるのは有価証券届出書です。また、有価証券報告書は継続開示（流通開示）のための制度であると位置づけられます。

② × 公衆縦覧の方法

有価証券報告書は EDINET (Electronic Disclosure for Investors NETwork) に掲載することも求められていますが、①関東財務局及び当該書類の提出先である会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務（支）局、②当該発行体の本店及び主要な支店、③金融商品取引所及び政令で定める認可金融商品取引業協会、において営業時間・業務時間中に有価証券報告書をいつでも事由に閲覧することができるようにする必要があります。

③ ○ XBRL 提出の範囲

有価証券報告書等の EDINET 提出に加えて、XBRL (eXtensible Business Reporting Language) という電子データの形式が用いられます。2013 年 12 月 31 日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書から、財務諸表部分だけではなく、有価証券報告書全体が XBRL の形式により提出されています。

④ × 直接開示と間接開示

投資者に直接交付（直接開示）されるのは目論見書ですが、有価証券届出書は公衆縦覧（世間）の方法によって開示（間接開示）されます。

金融商品取引法に基づく企業内容開示制度における開示内容の適正性を確保するための仕組みに関して、次の選択肢の中からもっとも適切なものを選びなさい。

- ① 虚偽記載のある有価証券報告書の発行者に対する投資者の損害賠償請求時には、一定の要件をみたせば損害額の推定規定が適用される。
- ② 有価証券届出書には虚偽記載時の課徴金制度が規定されているが、有価証券報告書にはそれに相当する制度がない。
- ③ 有価証券報告書の提出後、誤謬が発覚する等訂正が必要とする事情が生じれば、臨時報告書の提出が必要となる。
- ④ 有価証券報告書全体の適正性を、監査法人又は公認会計士が保証する。

テーマ

金融商品取引法における開示内容の適正性を確保するための仕組み

金融商品取引法は、投資者保護のため、企業内容開示制度において開示内容の適正性を確保するための仕組みを掲げている。

〈適正性を確保するための仕組み〉

公認会計士又は監査法人による監査証明	財務諸表に関する書類（連結財務諸表、財務諸表部分）に関する外部監査
訂正報告書の提出	関係書類の誤りを訂正
確認書の提出	有価証券報告書の記載内容が金商法令に基づき適正であることを、代表者及び最高財務責任者が確認する
財務報告に関する内部統制報告 監査法人による内部統制監査	経営者による内部統制の整備・運用に関する報告とこれに関する外部監査
検査・提出命令等	証券取引等監視委員会や財務局の検査、提出会社に対する報告又は資料の提出命令及び検査、公認会計士又は監査法人に対する報告又は資料の提出命令等
各種罰則規定	虚偽記載の場合の賠償責任及び損害額の推定、課徴金制度等

正解▶①

① ○ 金融商品取引法の罰則規定

虚偽記載が公表された日以前1ヶ月の市場価格の平均額と、公表日後1ヶ月間の市場価格の平均額の差額を損害と推定する規定があります（金商法第1条の2第3項）。

② × 虚偽記載に係る課徴金制度

有価証券届出書だけでなく、有価証券報告書の虚偽記載時にも課徴金が適用があります。

③ × 訂正報告書の提出事由

有価証券報告書の訂正を必要とする事情が生じた場合には、臨時報告書ではなく、訂正報告書を提出する必要があります。

④ × 監査対象となる部分

監査法人又は公認会計士が独立した第三者として監査を行う対象は、有価証券報告書のうち「経理の状況」に掲げられている連結財務諸表及び財務諸表に限定されており、有価証券報告書の全体を保証するわけではありません。

【連結貸借対照表】

下記の連結貸借対照表に関する記述のうち、適切な記述の個数を選択肢から選びなさい。

- ① 固定資産は、有形固定資産、投資その他の資産及び繰延資産の3つに分類される。
- ② 長期借入金は、返済時期が連結貸借対照表日から1年以内となるときは流動負債に表示することはない。
- ③ 連結財務諸表における資本金の額と提出会社単体の財務諸表における資本金の額を比べると、前者は後者より必ず大きな額となる。
- ④ 自己株式は資本金に対する控除項目として資本金の下に自己株式の科目名で表示する。

- ① 0 個
- ② 1 個
- ③ 2 個
- ④ 3 個

テーマ 連結貸借対照表

問題 35 及び 36 を参照。

正解 ▶ ①

① × 固定資産の部

固定資産の部は、有形固定資産、無形固定資産及び投資その他の資産の3つに分類されます。繰延資産は固定資産の部には含まれません。

② × 借入金のワン・イヤー・ルール

借入金の表示区分はワン・イヤー・ルールに従います。よって、返済時期が連結貸借対照表日から1年超であれば固定負債に、また1年以内であれば流動負債に区分して表示します。

㉓ × 資本金の額

提出会社単体の財務諸表における資本金の額と連結財務諸表における資本金の額は同額となるのが通常です。

㉔ × 自己株式の表示

自己株式は、株主資本に対する控除項目として、利益剰余金の次に「自己株式」の科目名で表示します。「資本金」に対する控除項目ではないことから「資本金の一行下」ではありません。

以上より、適切な記述は0個なので、選択肢**㉑**が正解となります。

【連結損益計算書】

有価証券報告書の連結損益計算書に関して、適切と思われる選択肢を1つ選びなさい。

- ① 顧客へのサービスの提供を他の当事者に依頼するような場合に、企業が代理人に該当する取引に関しては、収益の総額表示は適切でない。
- ② 株式交付費や社債発行費は、販売費及び一般管理費に計上する。
- ③ 有価証券売却益は、必ず営業外収益の区分に記載される。
- ④ 法人税等の更正による納付税額があれば、特別損失に計上する。

テーマ

【連結損益計算書】

有価証券報告書の連結損益計算書は連結財務諸表の一つで、連結グループにおける経営成績を表します。連結損益計算書の表示に関しては、連結財務諸表規則に詳細に規定されています。また、様式については連結財務諸表規則第五号に規定されており、売上高、売上原価、販売費及び一般管理費、営業外収益、営業外費用、特別利益、特別損失に区分した上で、二期比較により表示することとなります。売上総利益、営業利益、経常利益、税金等調整前当期純利益といった各利益に加え、最終利益である親会社株主に帰属する当期純利益が記載されます。連結財務諸表規則には、代表的な科目名が規定されており、独立掲記時の重要注の基準等も規定されています。

正解 ▶ ①

① ○ 収益の総額表示・純額表示

他の当事者が製造した製品を企業が顧客に販売する場合や、顧客へのサービスの提供を他の当事者に依頼するような場合に、企業が当該他の当事者によって財またはサービスを提供されるように手配しているにすぎないときには企業は代理人に該当すると判定され、その場合には、収益は純額で認識すべきとされています（収益認識適用指針40項、41項、42項、135項）。

② × 営業外費用

資金調達に関連する費用は営業外費用の区分に計上します。株式交付費や社

債発行費は資金調達に関連する費用です。よって、株式交付費や社債発行費は、営業外費用に計上します。

③ × 有価証券の売却損益

有価証券の売却損益は、保有目的区分ごと、売却の状況ごとに、営業損益、営業外損益、特別損益の区分に計上します。たとえば、売買目的有価証券の売却損益の場合、売買を主たる事業としていれば営業損益の区分に純額表示となり、売買を主たる事業としていなければ営業外損益の区分に純額表示にて計上します。また、その他有価証券の売却損益の場合、臨時的な損益である特別損益の区分に計上し、売却に経常性が認められれば営業外損益の区分に計上することとなります。よって、問題文は「必ず」営業外損益の区分に記載され、としている点で誤りです。

④ × 税金費用

法人税等の更正、決定等による納付金額又は還付金額がある場合には、当該連結会計年度に係る法人税、住民税及び事業税の他に、その内容を示す名称を付した科目をもって記載します。ただし、金額が重要性が乏しい場合には、当該連結会計年度に係る法人税、住民税及び事業税を含めて表示することもできます。いずれにしろ、特別損益に計上することはできません。

【連結損益計算書】

有価証券報告書の連結損益計算書に関して、もっとも適切と思われる選択肢を1つ選びなさい。

- ① 非支配株主に帰属する当期純損失があれば、親会社株主に帰属する当期純利益がかさ上げされる。
- ② 賞与は、必ず販売費及び一般管理費の区分に計上される。
- ③ 持分法による投資利益と持分法による投資損失は、非支配株主に帰属する当期純利益又は非支配株主に帰属する当期純損失の次に記載する。
- ④ 債務免除に係る損失は販売費及び一般管理費又は営業外費用として表示する。

テーマ 連結損益計算書

連結損益計算書における科目の表示場所（営業損益なのか、営業外損益なのか、特別損益なのか）については、段階利益（売上総利益、営業利益、経常利益）に影響を与えるため、連結規程の規定に基づいて適切に決定される必要があります。

正解▶①

① ○ 非支配株主に帰属する当期純損失

非支配株主に帰属する当期純損失を計上すると、子会社で計上した損失が減額されることを通じて、親会社株主に帰属する当期純利益がかさ上げされることになります。逆に、非支配株主に帰属する当期純利益を計上すると、子会社で計上した利益が減額されることを通じて、親会社株主に帰属する当期純利益が減らすることになります。

② × 賞与

販売及び一般管理業務に従事する者に関わる賞与については、販売費及び一般管理費の区分に計上されますが、たとえば製造に従事する者に関わる賞与については、製造費用に計上されます。

③ × 持分法による投資利益と持分法による投資損失

持分法による投資利益と持分法による投資損失は、非支配株主に帰属する当期純利益（損失）と異なり、営業外損益の区分に計上されます（なお、両者を相殺して表示することができます）。

④ × 債務免除に係る損失

債務免除に係る利益は営業外収益又は特別利益として、また、債務免除に係る損失は営業外費用又は特別損失として表示します。

決算短信

決算短信に関する下記の文章のうち、正しいものの個数を選びなさい。

- ① 連結財務諸表作成会社では、投資者ニーズを踏まえた結果、連結キャッシュ・フロー計算書を開示しないことができる。
- ② 連結財務諸表作成会社が、あらかじめ「個別業績予想」を開示していなければ、当事業年度の個別財務諸表における売上や利益が前期より大幅に増減しても、特段の開示は必要とされていない。
- ③ 上場会社は、決算短信の添付資料で、当期の経営成績・財政状態の概況、経営方針を必ず開示しなければならない。
- ④ 連結財務諸表非作成会社は、決算短信の添付資料でセグメント情報を記載する必要はない。

- ① 0 個
② 1 個
③ 2 個
④ 3 個

テーマ 決算短信

決算短信は、本体であるサマリー情報と添付資料からなります（決算短信の構成については、第87を参照）。

添付資料の記載内容として、開示早期化の観点から、経営方針の記載場所が有価証券報告書に移動しています。また、投資判断を誤らせるおそれのない場合により、決算短信等の開示を早期化するため「サマリー情報」及び「経営成績等の概況」を先行して開示し、準備が整い次第直ちに「連結財務諸表及びその注記」を開示することもできます。

上場会社は、証券取引所が公表している所定の様式を用いる場合であっても、サマリー情報のうち「個別業績の概要」は、上場会社が投資者ニーズを踏まえたうえで、投資判断情報としての有用性が乏しいと判断する場合には、表題を含めて記載を省略することができます。

なお、連結財務諸表作成会社である上場会社が、あらかじめ「個別業績予想」を開示していない場合においても、前事業年度の実績値と比較して、

当事業年度の決算数値が一定以上変動し、金商法 166 条 2 項 3 号に掲げる事実（内部者取引規制上の重要事実）に該当するときは、その内容の適時開示が義務付けられています（上場規程 405 条 3 項）。

正解▶①

① × 連結キャッシュ・フロー計算書

連結財務諸表作成会社は、決算短信の添付資料で連結キャッシュ・フロー計算書を記載することが求められています（連結キャッシュ・フロー計算書の開示を省略することはできません）。

② × 「個別業績予想」を開示していない場合は適時開示

連結財務諸表作成会社である上場会社であっても「個別業績予想」を開示していない場合においても、前事業年度の実績値と比較して、当事業年度の決算数値が一定以上変動し、金商法 166 条 2 項 3 号に掲げる事実（内部者取引規制上の重要事実）に該当するときは（例えば、増減が高であれば±10%以上の増減など）は、その内容の適時開示が義務付けられています。

③ × 経営方針の記載

2017 年 3 月末日以後に終了する連結会計年度より、経営方針は添付資料の記載項目ではなくなり、有価証券報告書【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】に記載することになりました。

④ × セグメント情報

連結財務諸表作成会社であっても、決算短信の添付資料でセグメント情報を記載しなければなりません。これは、セグメント情報がマネジメント・アプローチの一つとしてとった「セグメント情報等の開示に関する会計基準」による連結財務諸表非作成会社に対してもセグメント情報の作成を求めていることと整合的であるといえます。

以上より、正しい記述は 0 個なので、選択肢 1 が正解となります。

決算短信（サマリー情報）

東京証券取引所が上場企業に使用を要請している決算短信のサマリー情報の様式に関する下記の文章のうち、正しいものの個数を選びなさい。

- [a] サマリー情報は、連結業績の欄に、連結経営成績、連結財政状態、連結キャッシュ・フローの状況、連結包括利益の状況の4項目について、それぞれ表形式で記載する様式になっている。
- [b] サマリー情報は、連結財政状態の欄に、総資産、純資産、自己資本比率、1株当たり純資産、潜在株式調整後1株当たり純資産を記載する様式になっている。
- [c] サマリー情報に参考として個別業績の概要を記載する場合は、個別経営成績、個別財政状態、個別配当の状況、次期の個別業績予想の項目を記載する様式になっている。
- [d] 上場会社は、必ずしも証券取引所が定めるサマリー情報の様式に準拠して決算短信を作成しなければならないわけではない。

- ① 0個
② 1個
③ 2個
④ 3個

テーマ 決算短信（サマリー情報）

2017年3月31日以後に終了する連結会計年度より、開示の自由度を高める観点から、決算短信等の「サマリー情報」につき上場会社に課されていた使用義務は撤廃されました。その結果、証券取引所が公表している様式は、「参考様式」としての位置付けになりました。決算短信のサマリー情報の様式に従う場合は、次の項目を記載することになります。

① 連結業績	・連結経営成績 ・連結財政状態 ・連結キャッシュ・フローの状況
② 配当の状況	
③ 連結業績予想	次期の業績予想（表形式または自由記載形式）

④ 注記事項	・重要な子会社の異動 ・会計方針の変更、会計上の見積りの変更、修正再表示 ・発行済株式数に係る情報
⑤ 個別業績（参考）	・個別経営成績 ・個別財政状態 ・個別業績予想
⑥ 決算短信は公認会計士又は監査法人の監査の対象外である旨の明示	
⑦ 業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項	

正解 ▶ 2

a × 連結業績の内訳項目

様式では、サマリー情報の連結業績欄には、個別経営成績、連結財政状態、連結キャッシュ・フローの状況の3つを表形式で記載することとされ、連結包括利益については連結経営成績の表の外に2期分併記する方法が示されています。

b × 連結財政状態の記載項目

様式では、サマリー情報の連結財政状態欄に、消通株式調整後1株当たり純資産を記載することと示されています。

c × 個別業績の概要の記載項目

個別業績の概要はサマリー情報に記載する場合は、個別経営成績、個別財政状態、次期の個別業績予想の3項目が記載項目として示されています。

d ○ サマリー情報の様式の使用義務

2017年3月末日以後に終了する連結会計年度より、開示の自由度を高める観点から、決算短信の「サマリー情報」につき上場会社に課されていた使用義務は撤廃されました。もっとも、投資家の多くはサマリー情報の様式に掲げられているデータを活用して投資判断を行っており、様式と異なる開示をする場合には投資家のニーズを把握したうえで慎重な判断が必要になると言えます。

以上より、正しい記述は1個なので、選択肢2が正解となります。

決算短信及び四半期決算短信

決算短信及び四半期決算短信に関して、もっとも適切と思われる選択肢を1つ選びなさい（サマリー情報の様式の使用を前提とする）。

- ① 決算短信及び四半期決算短信においては、配当予想を必ず開示しなければならない。
- ② 業績予想の開示に際して、第1四半期の四半期決算短信においては、通常は通期の業績予想に加えて、中間連結会計期間の業績予想が必ず開示される。
- ③ 決算短信及び四半期決算短信は、有価証券報告書と四半期報告書の財務諸表本表のようにXBRLの形式で提出することはない。
- ④ 第1・第3四半期決算短信に公認会計士等によるレビューを受ける場合、レビュー未了の第1・第3四半期決算短信を先に開示し、レビューが完了次第、改めて第1・第3四半期決算短信を開示することができる。

テーマ 決算短信及び四半期決算短信

決算短信及び四半期決算短信は、サマリー情報と添付資料の構成がほぼ整合的になっています。以下、主要な事項のなかでも、配当予想の開示と業績予想の開示に関する重要性は揺るぎません。

- ① 配当予想の開示
 決算短信及び四半期決算短信においては、配当予想を記載しなければなりません。しかし、配当予想額が未定の場合は配当予想の欄に「－」を記入し、欄外に配当予想が未定である旨を記載します。また、配当予想を開示しない場合は、同じく「－」を記載し、または当該欄を削除したうえで「－」を記載することが考えられます。なお、配当予想を修正した場合には、重要性基準はなく、必ず配当予想の修正として適時開示を行わなければならない。
- ② 業績予想の開示
 投資者による将来予測情報の適切な利用を促す観点から、実績を当初の予想値から大きく乖離させるおそれのあるリスク要因の説明を含め、将来予測情報の利用に関する注意文言を分かりやすく記載することが考えられるとされています。

実際の記載例としては、業績の予想値を記載する例、業績の予想値を記載しない旨やその理由を記載する例、中長期的な目標などを記載する例、などが見られます。

正解▶④

① × 配当予想の開示

決算短信及び半期決算短信においては配当予想を記載しなければなりません。配当予想額が未定あるいは開示しない場合には、配当予想の欄に「－」を記載し、欄外に配当予想が未定である旨あるいは開示しない旨を記載します。配当予想を開示しない場合には、これに加えて、開示しない理由をサマリー情報又は添付資料に記載することが求められています。つまり、サマリー情報において配当予想を開示しない結果となる場合となります。

② × 業績予想の開示

業績予想の開示について、以前はサマリー情報に通期と半期の売上高等の予想を表形式で記載する様式が示されていたが、現在ではそのような様式は示されておらず、投資者が通期業績を異種業態に有用と思われる情報を記載することが求められているのみです。

③ × XBRL による財務表の開示

有価証券報告書や半期報告書の EDINET 提出に際しては、報告書全体を XBRL の形式で提出することが求められています。一方、決算短信及び四半期決算短信についても、そのサマリー情報を、TDnet の XBRL ファイル作成機能を用いて登録・提出することになります。

④ ○ 決算短信の開示タイミング

第1・第3四半期決算短信に公認会計士等によるレビューを任意で受ける場合、レビュー報告書を添付した第1・第3四半期決算短信を開示することが求められています。この場合、以下の2パターンの開示タイミングが想定されます。

(パターン1) レビューが完了した時点で開示する

(パターン2) レビュー未了の第1・第3四半期決算短信を先行開示し、レビューが完了次第、改めて第1・第3四半期決算短信を開示する

ただし、レビューが義務の場合は原則としてパターン1での開示が必要となります。

次の資料1及び資料2に基づき、OPI(株)のX3年度末(X4年3月31日)の外貨建有価証券に関する小問(1)～(3)に答えなさい。なお、単位はすべて円である。

○資料1 OPI(株)保有の外貨建有価証券

銘柄	分類	取得価額	取得日	前期末時価	当期末時価	取得日の 直物為替相場
甲社株式	売買目的 有価証券	374千ドル	X2年 6月7日	376千ドル	382千ドル	90円/ドル
乙社株式	その他 有価証券	680千ドル	X3年 2月1日	682千ドル	720千ドル	85円/ドル
丙社社債	満期保有 目的の債券	364千ドル	X3年 8月1日	—	72千ドル	83円/ドル

(注1) 甲社株式については、切放し方式を採用している。

(注2) 丙社社債の発行条件

額面：400千ドル

発行日：X3年8月1日

償還日：X7年7月31日

クーポン利率：0%

なお、丙社社債については償却原価法(定額法)を適用する。

(注3) すべての有価証券について、税効会計は無視するものとする。

○資料2 為替相場

X2年4月1日～X3年3月31日の期中平均相場：87円/ドル

X3年3月31日の決算日相場：86円/ドル

X3年4月1日～X4年3月31日の期中平均相場：82円/ドル

X4年3月31日の決算日相場：80円/ドル

特定期間の平均相場を使用する場合には、代替的に期中平均相場を用いること。

小問(1) X3 年度末 (X4 年 3 月 31 日) における甲社株式に関する有価証券評価損益はいくらですか。評価損の場合はマイナスで表しなさい。

千円

小問(2) X3 年度末 (X4 年 3 月 31 日) における乙社株式に関するその他有価証券評価差額金はいくらですか。評価損の場合はマイナスで表しなさい。

千円

小問(3) X3 年度末 (X4 年 3 月 31 日) における丙社社債に関する為替差損益はいくらですか。為替差損の場合はマイナスで表しなさい。

千円

テーマ 外貨建有価証券

外貨建有価証券の評価に際しては、有価証券の分類に応じて適用される評価方法が重要です。また、各評価方法において、換算に用いる為替レートを正しく理解しておかなければなりません。

《解答・解説》

小問(1) 千円

1. 甲社株式（売買目的有価証券、切放し方式）

時価の変動により利益を得ることを目的として保有する売買目的有価証券は、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損益として処理します。

外貨建売買目的有価証券の場合は、外国通貨による時価（CC：Current Cost）を決算時の為替相場（CR：Current Rate）により換算し、その換算差額を有価証券評価損益として計上することになります。

X2 年度末（X3 年 3 月 31 日）時価：

前期末時価 376 千ドル×前期末 CR 86 円 / ドル = 32,336 千円

X3 年度末（X4 年 3 月 31 日）時価：

当期末時価 382 千ドル×当期末 CR 80 円 / ドル = 30,560 千円

よって、有価証券評価損は、30,560 千円 - 32,336 千円 = △ 1,776 千円（評価損）

小問(2) 千円

2. 乙社株式（その他の有価証券、洗い替え方式）

売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式以外の有価証券（その他の有価証券）は、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は洗い替え方式として処理します。ここでは、全部純資産直入法（評価差額を純資産の部に計上する方法）によっています。

外貨建その他の有価証券は、外国通貨による時価（CC）を決算時の為替相場（CR）により換算し、取得価額との評価差額はその他の有価証券評価差額金として計上することになります。

取得価額（X3 年 2 月 1 日）：680 千ドル× 85 円 / ドル = 57,800 千円

X3 年度末（X4 年 3 月 31 日）時価：

当期末時価 724 千ドル×当期末 CR 80 円 / ドル = 57,920 千円

評価差額: 当期末時価 57,920 千円 - 取得価額 57,800 千円 = 120 千円 (評価益)

小問(3) -1104 千円

3. 丙社社債（満期保有目的の債券、償却原価法）

満期まで所有する意図をもって保有する社債その他の債券（満期保有目的の債券）は、取得原価をもって貸借対照表価額とします。ただし、債券を債券金額より低い価額または高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額としなければなりません。

償却原価法とは、債券を債券金額と異なる金額で取得した場合において、その差額に相当する金額を償還期に至るまで每期一定の割合で取得価額に加減する方法をいいます。この場合、その加減額を利息と見做すかまたは利息に含めて処理します。

外貨建満期保有目的の債券は、外貨建ての償却原価（決算時の為替相場（CR）により換算し、邦貨建の償却原価との差額）を、為替相場の変動に基づく換算差額とし為替差損益として処理することになります。

取得価額（X3 年 8 月 1 日）: 364 千ドル × 83 円 / ドル = 30,212 千円

償却額の総額（取得価額と債券金額との差額）:

400 千ドル - 364 千ドル = 36 千ドル

当期償却額:

償却額総額 36 千ドル × 8 ケ月 (X3.8.1 ~ X4.3.31) ÷ 48 ケ月 (X3.8.1 ~ X7.7.31) = 6 千ドル

(参考) 当期の邦貨証券利息:

邦貨償却額 6 千ドル × 当期期中平均相場 82 円 / ドル = 492 千円

正しくは、取得時 (X3.8.1) から期末 (X4.3.31) までの期中平均相場を用いるべきですが、問題文の指示により当期の期中平均相場を用います。

期末償却原価: 外貨建て 取得価額 364 千ドル + 償却原価分 6 千ドル = 370 千ドル

370 千ドル × 当期末 CR 80 円 / ドル = 29,600 千円

邦貨建て 取得価額 30,212 千円 + 償却原価分 492 千円 = 30,704 千円

∴ 外貨建てと邦貨建ての差額

29,600 - 30,704 千円 = △ 1,104 千円 (為替差損)

TKR(株)(当期の決算日はX7年3月31日)は、下記の事項に対して引当金を設定する。これに関して、小問(1)～小問(3)に答えなさい。なお、単位は全て百万円である。

○資料1 定期的な維持修繕に関する事項

- ① TKR社は、工場の経常的な維持修繕活動を専門業者に委託している。
- ② TKR社は経常的な維持修繕費用を製品原価に算入するため、当初ごとに引当金を相手勘定として、年間予算額240百万円の月割額を製造経費として計上している。
- ③ TKR社が期末までに専門業者に支払った当期分の金額は220百万円であり、当該専門業者に対する未済額は20百万円である。
- ④ X7年3月に海外から大量の注文が入ったため、定期的な維持修繕活動を次年度に先送りしている。

○資料2 賞与に関する事項

- ① TKR社は、6月と12月の2回、賞与を支給している。
- ② 6月の賞与の支給対象期間は11月1日～4月30日、12月の支給対象期間は5月1日～9月31日である。
- ③ X7年6月に支給された賞与は、60百万円になる見込みであり、毎期の費用負担額は月割額に基づいて計算している。

○資料3 債務保証に関する事項

- ① TKR社は、取引先A社の借入金100百万円(返済期日はX7年5月31日)の連帯保証人になっている。
- ② 今年になってA社の財政状態が一気に悪化したため、TKR社は債務保証損失の発生に備えて引当金を設定することにした。
- ③ A社が代わりに支払いを行った場合に取得する求償権100百万円のうち回収できる金額は、債務保証契約の際に担保として預かった有価証券の売却になる見込みである。当該有価証券の期末時価は20百万円である。

【連結貸借対照表】（一部抜粋）

	前連結会計年度 (X6年3月31日)	当連結会計年度 (X7年3月31日)
負債の部		
流動負債		
修繕引当金	—	(a)
賞与引当金	XXX	(b)
債務保証損失引当金	—	(c)

小問(1) a に当てはまる金額を答えなさい。

百万円

小問(2) b に当てはまる金額を答えなさい。

百万円

小問(3) c に当てはまる金額を答えなさい。

百万円

テーマ 引当金

引当金の計上にあたっては、企業会計原則注解【注 18】にしたがって計算・表示を行うことが必要です。各引当金の性格だけでなく、計算方法、表示区分についても理解しておくことが望ましいと考えられます。

《解答・解説》

小問(1) 百万円

修繕引当金は、当期に必要であった維持修繕を行わなかった場合に、次の引降にその維持修繕のための支出が必要となることに備えて設定される引当金です。

資料 1 では、年間予算 (240 百万円) のうち、修繕費 (220 百万円) を支払っており、12ヶ月目の X7年3月分が繁忙のため、本年度に先回りされ、前年度の1ヶ月分の維持修繕費は当期に負担させるべき費用として、修繕引当金を設定します。

a 修繕引当金の額：240 百万円 - 220 百万円 = 20 百万円

小問(2) 百万円

賞与引当金は、賞与の支給対象期間と、計期間のズレを調整するために設定される引当金です。本年度における賞与支給に係る支給対象期間の一部が当期に属している場合は、当該期間に対応した賞与引当金繰入額を当期に負担すべき費用として計上するとともに、設定される引当金です。

X7年6月の賞与の給与予定額 300 百万円 $\times \frac{\text{期帰属期間5ヶ月 (X6.11月～X7.3月)}}{\text{支給対象期間6ヶ月 (X6.11月～X7.4月)}} = 300 \text{ 百万円}$

百万円

債務保証損失引当金とは、他の第三者の債務保証を行っている場合に、契約に定める債務保証義務を履行することによって得られる求償権の弁済不能の可能性が高くなった場合にその金額を見積もって計上される引当金です。

計上にあたっては、担保の処分価値等を差し引いて計算します。

求償権 100 百万円 - 担保有価証券の処分価値 20 百万円 = 80 百万円

〈検定主催団体について〉

財務報告実務検定試験は、一般社団法人日本 IPO 実務検定協会 により運営されています。日本 IPO 実務検定協会は、上場（IPO=Initial Public Offering）準備に必要な実務能力を認定する我が国初の試験である IPO 実務検定試験を通じて上場準備を担う人材を育成し、新規上場を促進することを目的に設立された団体です。

日本 IPO 実務検定協会では、このように新規上場を促進する一方で、上場後の決算業務、開示業務をフォローアップするため、各種開示書類の目的、作成要領、データの関連性、さらに、決算・財務報告プロセスに必要な内部統制制度を広く範囲かつ体系的に理解しているかを問う「財務報告実務検定【開示様式・解説編】（旧財務報告実務検定）」、連結財務諸表を作成する際に必要となる基礎資料の作成（連結子会社・持分法対象会社の情報収集、海外子会社の財務諸表の換算、取崩し・負債権債務の照合表の作成等）から連結精算表を経て連結財務諸表が作成されるまでのデータの流れや手順、XBRL の実務を含む開示のルールといった“連結財務諸表を作成し開示を成し遂げる力”を問う「財務報告実務検定【連結実務演習編】（2016年2月1日より試験開始）」を開発・運営しています。

〈執筆協力者プロフィール〉

EY | Building a better working world

EY は、クライアント、EY のメンバー、社会、そして地球のために新たな価値を創出するとともに、資本市場における信頼を確立していくことで、より良い社会の構築を目指しています。データ、AI、および先進テクノロジーの活用により、EY のチームはクライアントが確信を持って未来を形づくるための支援を行い、現在、そして未来における喫緊の課題への解決策を導き出します。

EY のチームの活動領域は、アシュアランス、コンサルティング、税務、ストラテジー、トランザクションの全領域にわたります。蓄積した業界の知見やグローバルに連携したさまざまな分野にわたるネットワーク、多様なエコシステムパートナーに支えられ、150 以上の国と地域でサービスを提供しています。

All in to shape the future with confidence.

EY とは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EY による個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacy をご確認ください。EY のメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EY について詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY新日本有限責任監査法人について

EY新日本有限責任監査法人は、EY の日本におけるメンバーファームであり、監査および保証業務を中心に、アドバイザリーサービスなどを提供しています。詳しくは、ey.com/ja_jp/about-us/ey-shinnihon-llc をご覧ください。

© 2026 Ernst & Young ShinNihon LLC.

All Rights Reserved.

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。EY新日本有限責任監査法人および他の EYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

執筆協力者紹介（五十音順）

監 修	松本雄一（まつもと・ゆういち）
編 集 代 表	菅沼 淳（すがぬま・あつし）
レビュアー	加藤圭介（かとう・けいすけ）
執筆協力者	岩田瑠梨子（いわた・るりこ） 小畑 旭（おばた・あさひ） 小板橋秀徳（こいたばし・ひでのり） 吉澤直隆（よしざわ・なおたか） 中谷真久（なかや・まさひさ）

2015 年 6 月 28 日 初版第 1 刷発行
2026 年 8 月 1 日 第 18 刷発行

財務報告実務検定・開示様式理解編公式問題集
2027年3月期基準(2026年8月1日版)

編 著 者	日 本 I P O 実 務 検 定 協 会
発 行 者	岩 村 信 寿
発 行 所	リンケージ・パブリッシング 〒104-0061 東京都中央区銀座1-12-4-7F TEL 03(4570)7858 FAX 03(6745)1553

本書の内容を無断で複写・複製（コピー）、引用することは、著作者・出版社の権利侵害となり、著作権法上での例外を除き、禁じられています。

本書の取り扱いには以下の点にご注意ください。

- ・ 本書の著作権は、日本 IPO 実務検定協会にございます。
 - ・ 本書の一部または全部を、データの種類（印刷物、電子ファイル、ビデオ、インターネット等）の如何にかかわらず、複製、転載、第三者へ転売（オークション含む）する事を禁じます。
-